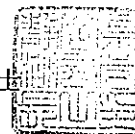


湖西市公告

平成31年2月5日

湖西市長 影山 剛士



下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を特定するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び湖西市契約規則(昭和57年湖西市規則第16号)第8条の規定に準じて公告する。

なお、本プロポーザルは、湖西市議会における平成31年度予算の成立を前提に行う、予算成立前準備行為であり、予算が成立しなかった場合には契約を行わない。この場合であっても、応募等に要したすべての費用についても市に請求することはできず、参加者の負担とする。

1. 業務委託名

平成31年度 湖西市環境センター 基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務

2. 業務内容

別紙「平成30年度 湖西市環境センター 基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務概要」のとおり

3. 委託期間

契約日の翌日から平成33年3月10日まで

4. 契約限度額

本業務の契約限度額は、43,723,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

ただし、平成31年度に係る業務委託料は25,370,000円以内とし、平成32年度に係る業務委託料は、18,353,000円以内とする。

5. 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 湖西市暴力団排除条例(平成25年湖西市条例第34号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有するものでないこと。
- (3) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年告示第101号)に基づく指名停止を受けしていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がないこと。
- (5) 湖西市建設業関連業務資格者名簿のうち、土木関係建設コンサルタント業務に登録されていること。
- (6) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)に基づく建設コンサルタント登録「廃棄物」部門を受けていること。

6. 書類提出及び審査

本プロポーザルは書類審査のみとし、別途「平成31年度 湖西市環境センター基

幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務委託 プロポーザル実施要領（説明書）」に基づき提出された書類を基に実施する。

7. 評価基準

次の項目ごとの評価を実施し、合計が最も高い事業者を委託候補者とする。

- (1) 業務実績 (15点)
 - ・ P F I (DBOを含む) 事業者選定の実績の多寡
 - ・ リサイクル施設の長寿命化総合計画策定(相当業務含む) 業務の実績の多寡
 - ・ 生活環境影響調査(環境影響評価を含む) の実績の多寡
- (2) 本業務に対する基本的な考え方 (20点)
 - ・ 本業務の理解の深度及び妥当性、制度の熟知及び業務遂行に対する意欲
- (3) 各業務内容に関する提案 (30点)
 - ・ P F I 事業者選定
 - ・ リサイクル施設の長寿命化総合計画
 - ・ 生活環境影響調査
- (4) 本業務に対する具体的な提案 (10点)
 - ・ 提案の妥当性及び実効性
- (5) 業務体制 (20点)
 - ・ 資格保有者の数、配置予定の技術者
- (6) 業務委託費 (5点)
 - ・ 本業務に係る委託費の構成

8. 提出先及び提出期限

(1) 提出先

静岡県湖西市廃棄物対策課

担当：疋田、山本

〒431-0441 静岡県湖西市吉美3294番地の47(湖西市環境センター)

TEL: 053-577-1280 FAX: 053-577-3253

e-mail: haitai@city.kosai.lg.jp

(2) 提出期限 平成31年3月7日(木)

(3) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送は配達事故を回避するため、書留郵便等に限る。

9. その他

- (1) 本プロポーザルについては、湖西市議会における平成31年度予算の成立を前提に行う、予算成立前準備行為であり、予算が成立しなかった場合には契約を行わない。この場合であっても、応募等に要したすべての費用についても市に請求することはできず、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出後の提出書類の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等は一切返還しない。
- (5) 提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、受託者として選定された際の提案書及び成果品の著作権は、湖西市に帰属する。
- (6) 提案者が1者のみの場合は、本業務を受託するにあたり、適正に業務を遂行できるか総合的に判断し、決定する。

(7) 天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、通知した事項の変更又はプロポーザルの延期若しくは中止することがある。